

証券コード 6457

平成20年6月6日

株 主 各 位

兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号

グローリー株式会社

代表取締役社長 西野 秀人

第62回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成20年6月26日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（議決権行使書）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

パソコンまたは携帯電話から議決権行使サイト（<http://daiko-sb.gcan.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権の行使に際しては、後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
当社 本社ウイングビル6階67会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第62期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第62期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 役員賞与支給の件
第5号議案 当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

4. 招集にあたっての決定事項

【議決権を複数回行使された場合の取扱い】

- ①書面（議決権行使書）により議決権を複数回行使された場合は、最後に到着したものを有効な議決権の行使として取り扱います。
- ②電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取り扱います。
- ③電磁的方法（インターネット等）と書面（議決権行使書）の両方で議決権を重複行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使を有効な議決権の行使として取り扱います。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.glory.co.jp/ir/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、好調な企業収益を背景とした設備投資に支えられ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。サブプライムローン問題に端を発した米国経済の減速傾向や原油価格を始めとした原材料費の高騰、為替変動などのリスク要因を抱え、今後の動向が懸念される状況にあります。

こうした状況のなか、当社グループは『GLORYを世界のトップブランドに!』という経営ビジョンを実現するため、「18中期経営計画」の2年目として、市場におけるグローリーブランドの確立と、より一層の企業価値向上に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、国内の金融機関向け機器、成人識別機能付きたばこ販売機、海外向け機器などの販売が好調に推移し、前期に比べ増加いたしました。また、営業利益につきましても、売上高の増加とコスト削減努力により増加いたしました。

この結果、当期の連結業績は次のとおりとなりました。

	第 61 期 (18/4~19/3)	第 62 期 (当連結会計年度) (19/4~20/3)	増減率
連結売上高	1,645億39百万円	1,851億81百万円	12.5%
商品及び製品売上高	1,329億51百万円	1,469億38百万円	10.5%
保守売上高	315億87百万円	382億43百万円	21.1%
うち海外売上高	284億76百万円	317億84百万円	11.6%
連結経常利益	134億06百万円	215億82百万円	61.0%
連結当期純利益	64億61百万円	117億11百万円	81.3%

事業の種類別セグメントの概況は、次のとおりであります。

[貨幣処理機及び貨幣端末機]

当セグメントの主要な市場は、金融市場、海外市場、流通市場であります。

金融市場では、金融機関の業務の厳正化に対するニーズを背景とした設備投資が増加し、当市場の主要機器であるオープン出納システムの販売が増加いたしました。また、平成19年10月の郵政民営化に向けた需要の拡大が見られ、OEM商品である窓口用入出金システムの

ユニットの販売も好調に推移いたしました。

海外市場では、欧州向けのA T M用紙幣入金ユニットや窓口用紙幣入出金機の販売が好調で、欧州向けの紙幣計算機、米国向け紙幣整理機の販売も順調でありました。

流通市場では、大手スーパー向けレジ釣銭機の大口需要が一段落しましたが、市場全体としては堅調に推移いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は、その他の市場の売上高も含めて1,017億10百万円（前期比9.6%増）となりました。

[自動販売機及び自動サービス機器]

当セグメントの主要な市場は、自動販売機市場、遊技市場であり、金融市場、流通市場にも販売をしております。

自動販売機市場では、平成20年より導入の成人識別機能付きたばこ販売機の需要が好調で、前期に比べ販売は増加いたしました。

遊技市場では、業界における設備投資抑制により需要は低調で、台間紙幣メダル貸し機等の周辺機器や紙幣両替機の販売は減少いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は、その他の市場の売上高も含めて500億77百万円（前期比5.3%増）となりました。

[その他の商品及び製品]

当セグメントは、上記の主要セグメント以外の機器及び当社グループ会社以外から仕入れた商品や部分品・付属品などであり、セキュリティ関連商品や付属品などの増加により、前期に比べ販売は増加いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は333億93百万円（前期比38.1%増）となりました。

事業の種類別セグメントの売上実績

事業セグメント	第 61 期 (18/4~19/3)	第 62 期 (当連結会計年度) (19/4~20/3)	増減率
貨幣処理機及び貨幣端末機	928億29百万円	1,017億10百万円	9.6%
自動販売機及び自動サービス機器	475億35百万円	500億77百万円	5.3%
その他の商品及び製品	241億74百万円	333億93百万円	38.1%
合 計	1,645億39百万円	1,851億81百万円	12.5%

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の主なものは以下のとおりであり、その総額は72億78百万円であります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

新製品生産のための金型、当社及び子会社における生産性向上のための設備、福利厚生に係る社員食堂の改修、保守体制強化のためのシステム整備等に対する投資を行いました。

②当連結会計年度継続中の主要設備

保守体制強化のためのパーツセンター建設、合併に伴う業務効率改善のためのシステム整備等に対する投資を継続しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、特に記載すべき重要事項はありません。

(4) 対処すべき課題

中期経営計画

当社グループは、平成18年4月から平成21年3月までの3ヶ年を計画期間とした「18中期経営計画」を策定し、「成長戦略」「効率化戦略」「ガバナンス戦略」を柱に計画を推進してまいりました。

最終年度であります平成21年3月期におきましては、これら3つの戦略を完遂させるべく強力に推進し、当社グループの新たな成長軌道を確立します。

①成長戦略

平成18年10月に導入したカンパニー制の効果を発揮し、各カンパニーにおいて事業対応力の強化と事業経営のスピードアップを実現してまいります。

特に、成長の期待できる海外事業を強化するため、欧州では、平成20年1月のフランス現地法人設立を始めとした直販網の整備及び販売体制の強化、欧州・米国では、これから普及が見込まれるシステム機の開発及び拡販に注力し、海外市場における売上の拡大を図ってまいります。また、生産・販売・保守体制の整備に必要な投資も積極的に行い、海外展開を加速してまいります。

②効率化戦略

開発・製造・販売部門における事業構造改革を推進し、海外調達の拡大や開発の効率化、製品在庫の削減等を実現するとともに、国内外の工場及びパーツセンターや情報システムへの設備投資を実施し、コスト競争力の強化に努めてまいります。

また、グループ内企業再編・統合を積極的に推進し、グループ経営の強化及び経営資源の効率化を図ってまいります。

③ガバナンス戦略

当社グループは、すべてのステークホルダーの皆様に信頼され、支持される健全で効率的な企業経営を推進し、継続的に企業価値を向上させるために、ガバナンス改革を推進してまいりました。執行役員制の導入、取締役員数の削減、社外取締役の設置等による取締役会改革や、業績との連動性を高めた役員報酬制度改革を実施し、経営の透明性・客観性を確保しつつも、グローバルな競争に対応可能なスピード経営の実現に向けた体制構築が進んだものと考えております。今後、会社経営に対する取締役の責任をより明確にするために取締役の任期を2年から1年に変更するとともに、社外取締役を増員し、さらなるガバナンス体制の強化に努めてまいります。

また、内部統制システムの充実や、より正確かつ公正な情報開示のための体制整備など、経営の透明性の向上とコンプライアンス経営の浸透・徹底に努め、より健全かつ効率的なグループ経営を推進してまいります。

知的財産戦略

研究開発型企业である当社にとって、知的財産は企業経営を支える重要な経営資源であります。そのため、当社グループでは、より有効な知的財産を確保するために、出願及び権利化活動を積極的に推進し、グループ全体の事業競争力強化につなげていきたいと考えております。

特に、海外事業の一層の拡大が予想されるため、海外における知的財産活動の拠点開設や弁護士とのネットワーク構築を進め、知的財産活動のさらなるレベルアップと体制強化を行ってまいります。

以上の施策を実施することにより、当社グループは、変化に柔軟に対応できるグループ体制を構築し、市場環境の変化に左右されない経営基盤を確立して、業績の向上を目指すとともに、社会の公器として社会貢献を追求し、株主の皆様のご期待に応えてまいり所存であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 59 期 (16/4～17/3)	第 60 期 (17/4～18/3)	第 61 期 (18/4～19/3)	第 62 期 (当連結会計年度) (19/4～20/3)
売 上 高(百万円)	188,881	141,231	164,539	185,181
経 常 利 益(百万円)	32,267	6,132	13,406	21,582
当期純利益(百万円)	19,306	740	6,461	11,711
1株当たり当期純利益	257円00銭	9円14銭	87円15銭	160円70銭
総 資 産(百万円)	217,460	206,361	216,988	209,236
純 資 産(百万円)	146,657	146,134	150,841	151,734
1株当たり純資産額	1,974円60銭	1,970円11銭	2,025円39銭	2,110円69銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数より算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式数を控除して計算しております。
2. 第60期につきましては、平成16年11月発行の新紙幣に対応した機器の特需が終息し、需要の大幅な減少等により、売上高、経常利益、当期純利益とも前期に比べ大きく減少いたしました。
3. 第61期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
北海道グローリー株式会社	50百万円	100.0 %	北海道における当社製品の販売・保守
グローリーリンクス株式会社	50百万円	100.0	遊技関連機器の販売・保守
ナスカ株式会社	4,000百万円	79.5	遊技カード及び関連機器の販売
グローリー機器株式会社	80百万円	100.0	自動販売機及び遊技関連機器の製造
G L O R Y (U . S . A .) I n c .	5,000千米ドル	100.0	米国における当社製品の販売・保守
G L O R Y E u r o p e G m b H	2,952千ユーロ	100.0	欧州における当社製品の販売・保守

(7) 主要な事業内容

当社グループは、貨幣処理機を始めとする各種機器の製造・販売・保守サービスを主な事業としております。なお、事業セグメントごとの主要な商品及び製品は次のとおりであります。

事業セグメント	市場セグメント	主要商品及び製品
貨幣処理機及び貨幣端末機	金融市場 (銀行など)	オープン出納システム、硬貨包装機、 窓口用紙幣・硬貨入出金機
	流通・交通市場 (百貨店・スーパーマーケット・ 鉄道会社・バス会社など)	売上金紙幣・硬貨入金機、紙幣・硬貨レジ釣銭機、 乗車券販売窓口用現金管理機
	海外市場	紙幣入金機、硬貨包装機、紙幣入出金ユニット、 紙幣整理機
	その他の市場	ICカード対応食堂システム、 病院向け診療費支払機、 選挙用自書式投票用紙分類機
自動販売機及び自動サービス機器	自動販売機市場	たばこ販売機、コインロッカー、券売機
	遊技市場 (パチンコホールなど)	プリペイドカードシステム、パチンコ景品払出機、 玉・メダル貸し機、玉・メダル計数機、 紙幣両替機、ホール会員管理機
	金融市場、流通市場	多能式紙幣両替機、自動契約受付機
その他の商品 及び製品	自動窓口受付システム、金利表示ボード、鍵管理機、その他メンテナンス部品	

(8) 主要な営業所及び工場

当 社	本 社	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
	東 京 本 部	東京都千代田区外神田四丁目14番1号 秋葉原UDX
	工 場 等	本社工場（姫路市）、埼玉工場、御着事業所（姫路市）、品川事業所（東京）、姫路物流センター（姫路市）
	営 業 拠 点	仙台支店、高崎支店（群馬）、関東支店（さいたま市）、首都圏支店（東京）、横浜支店、名古屋支店、北陸支店（石川）、近畿支店（大阪）、広島支店、四国支店（香川）、福岡支店
子 会 社	国 内	北海道グローリー株式会社：本社（札幌市） グローリーリンクス株式会社：本社（東京） ナスカ株式会社：本社（東京） グローリー機器株式会社：本社（姫路市）
	海 外	GLORY (U. S. A.) Inc. : 本社（アメリカ） GLORY Europe GmbH : 本社（ドイツ）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
5,346 (415) 名	56 (118) 名

(注) 従業員数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
3,380 (242) 名	63 (119) 名	38.9歳	15.6年

(注) 従業員数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,508百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	687百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	677百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 128,664,000株
(2) 発行済株式の総数 72,838,210株 (自己株式1,148,123株を含む。)
(3) 株主数 10,107名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	5,372
日本生命保険相互会社	4,058
全国共済農業協同組合連合会	3,082
龍田紡績株式会社	2,939
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,906
株式会社三井住友銀行	2,100
有限会社オノエインターナショナル	2,018
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,936
尾 上 勝 彦	1,927
第一生命保険相互会社	1,715

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び他の法人等の代表状況
尾上 壽 男	代表取締役会長	グループ経営全般 姫路商工会議所 会頭
西野 秀 人	代表取締役社長	
尾上 佳 雄	取締役	東京本部・新事業開発部門 管掌、執行役員副社長
牛尾 允 俊	取締役	技術部門管掌、専務執行役員
瀧野 政 一	取締役	営業部門管掌、専務執行役員
松岡 則 重	取締役	管理部門管掌、常務執行役員、総務統括部長
龍田 信 也	取締役	非常勤 龍田紡績株式会社 代表取締役社長 山陽開発株式会社 代表取締役社長
佐伯 照 道	取締役	非常勤 北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー 弁護士
平野 裕 司	取締役	社団法人東京都港湾振興協会 会長
中塚 良 幸	常勤監査役	
尾波 宰 三	常勤監査役	
安平 和 彦	監査役	はりま法律事務所 所長 弁護士
竹田 佑 一	監査役	まねき食品株式会社 代表取締役社長 株式会社姫路駅ビル 代表取締役社長 株式会社ジェイラインサービス大阪 代表取締役社長

(注) 1. 取締役平野裕司氏は、社外取締役であります。

2. 監査役安平和彦、竹田佑一の両氏は、社外監査役であります。

3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。

(1) 就任

- 平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において、平野裕司氏が取締役に、中塚良幸、尾波宰三の両氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 退任

- 平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、経営の監督機能及び業務執行機能の強化を目的とするガバナンス改革実施に伴い、取締役船引祐一、尾上広和、松下秀明、松田公一、一谷昌弘、田中 修、吉岡 徹、西 武宣の8氏は辞任により取締役を退任いたしました。
- 平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、監査役有吉 透、浦川輝三の両氏は、任期満了により監査役を退任いたしました。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。

氏名	兼職する会社、法人等	兼職の内容
尾上 壽 男	姫路信用金庫 株式会社さくらケーシーエス	理事 社外監査役
佐伯 照 道	国立大学法人京都大学 日本司法支援センター	監事 大阪地方事務所長
安 平 和 彦	ヒガシマル醤油株式会社 姫路信用金庫	社外監査役 監事

(注) 取締役佐伯照道氏は、国立大学法人京都大学 監事及び日本司法支援センター 大阪地方事務所長を平成20年3月31日付で退任しております。

5. 監査役竹田佑一氏は、株式会社ジェイラインサービス大阪 代表取締役社長でありましたが、平成20年4月1日付で取締役に就任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	当事業年度に係る報酬		当事業年度に係る賞与	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額
取締 役 (うち社外取締役)	9名 (1名)	121百万円 (4百万円)	6名 (-)	78百万円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	31百万円 (11百万円)	- (-)	- (-)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額150百万円以内（うち社外取締役20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役に支給する使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
 4. 当事業年度に係る賞与は、平成20年6月27日開催の第62回定時株主総会においてご承認いただいた場合の支給額であります。

(3) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

氏名	地 位	主 な 活 動 状 況
平 野 裕 司	社 外 取 締 役	平成19年6月28日の就任以降に開催の取締役会15回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に経験豊かな経営者の観点から発言を行っております。
安 平 和 彦	社 外 監 査 役	当事業年度中に開催の取締役会19回のうち18回及び監査役会11回のうち10回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
竹 田 佑 一	社 外 監 査 役	当事業年度中に開催の取締役会19回のうち17回及び監査役会11回の全てに出席し、必要に応じ、主に経験豊かな経営者の観点から発言を行っております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。これに基づき、当社と、社外取締役である平野裕司氏及び社外監査役である安平和彦、竹田佑一の両氏は、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役または社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役または社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

会計監査人

監査法人トーマツ (平成19年6月28日から平成20年3月31日まで)

一時会計監査人

有恒監査法人 (平成19年4月1日から平成19年6月28日まで)

みすず監査法人 (平成19年4月1日から平成19年6月28日まで)

- (注) 1. 有恒監査法人(平成19年7月1日付でナニワ監査法人と合併し、「大阪監査法人」と名称変更)及びみすず監査法人は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、退任いたしました。
2. 監査法人トーマツは、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において、会計監査人に新たに選任され、就任いたしました。
3. 当社の一時会計監査人でありましたみすず監査法人(平成18年9月1日付で「中央青山監査法人」より名称変更)は、平成18年5月10日付で金融庁より平成18年7月1日から同年8月31日までの2ヶ月間の業務停止処分を受けました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金 額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 上記はすべて監査法人トーマツに対する支払額であります。一時会計監査人でありました有恒監査法人及びみすず監査法人は、当事業年度に係る監査証明業務を行っていないため、両法人に対する報酬等の支払いはありません。
2. 当社と監査法人トーマツとの間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、その合計額を記載しております。
3. 海外の子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査(会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令を含む。)を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制構築アドバイザー業務」等を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社グループの「企業理念」は、「私たちは『求める心とみんなの力』を結集し、セキュア（安心・確実）な社会の発展に貢献します」である。この企業理念には、不屈の精神で製品開発に取り組み、社会の発展に貢献するとともに、持続的な企業の発展を目指すという思いが込められている。この理念に基づき当社は、社会と共生し、すべてのステークホルダーの皆様との信頼関係を築き上げるために、社長を始め全取締役が自らコンプライアンス経営を実践するとともに、繰り返し使用人に伝え、法令及び社会倫理の遵守が企業活動の前提であることを徹底する。

イ. 取締役会は、法令・定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

ウ. 指名諮問委員会・報酬諮問委員会は、取締役会の審議機能サポート及び第三者的なチェックを行い、役員及び執行役員の指名ならびに報酬額算定の透明性を確保する。

エ. 監査役は、定常的に取締役会に出席し、取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確認する。

オ. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、社外有識者を含む構成とし、当社グループのコンプライアンスに関する重要な問題を審議しその結果を取締役に報告する。また取締役会は、コンプライアンス統括責任者を取締役より任命し、コンプライアンス委員会事務局を中心に、施策の企画・立案・実施ならびに監視・研修にあたらせる。

カ. コンプライアンス全般に関する相談窓口（ヘルプライン）として、① 直属の上司、② コンプライアンス委員会事務局、③ 職場相談員、④ 社外相談窓口の4つを設置し、問題の早期発見・是正を図るとともに、内部相談規程に基づき相談者の保護に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関し、文書管理規程に基づき、保存対象文書、保存期間及び文書管理責任者を定め、情報の保存・管理を行う。
- イ. 取締役及び監査役は、取締役会議事録を常時閲覧できるものとする。
- ウ. 情報の保存・管理の適切性を維持するため、情報セキュリティ規程及び関連する規則類を定め、運用する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会は、リスク管理規程及び危機管理規程に基づき、リスク管理マニュアル及び危機管理マニュアルを規定し、選定されたリスクの項目ごとに主管部門、責任者を定め、リスクに関する予防措置を実施する。また、危機発生時に迅速に対応できる体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会は、毎月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、その他重要事項に関して的確な意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行状況を監督する。
- イ. 監査役は、取締役会決議に基づいて整備された取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について、その内容ならびに整備状況を監視し検証する。
- ウ. 執行役員制度を導入し、業務執行権限を執行役員に委譲することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- エ. 取締役及び使用人が共有する全社的な目標として「中期経営計画」の中に効率化戦略を定め、効率的な職務の執行を推進する。
- オ. 各組織、階層における責任と権限を決裁権限規程に明記し、適時適切に業務を執行する。

⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. グループコンプライアンス担当役員は、子会社の役員及び使用人に啓蒙活動を行い、法令及び各社社内規程の遵守・徹底に努める。
- イ. 監査役は、グループ各社の監査役と定期的あるいは必要時に会合を持ち、連結経営に対応したグループ全体の監視・監査が実効的かつ適正に実施できるよう、会計監査人及び監査室と緊密な連携を行う。
- ウ. 取締役会は、子会社の経営基本方針、利益計画の承認や四半期ごとの業績・財務状況等の確認を行い、子会社の業務の適正化を図る。
- エ. 関係会社室は、関係会社管理規程に基づき子会社の経営管理を行う。子会社の事業活動に係る決裁権限を定め、これに基づく統制を行うとともに適切な子会社管理と指導を行う。
- オ. 財務報告書の作成過程において虚偽記載や誤謬等が生じないように、IT利用による統制も含め実効性のある内部統制を構築する。

カ．当社は、金融商品取引法が求める財務諸表の適正性を確保するため、内部統制評価委員会を設置することで、関係部署間の連携を図り、内部統制システムを有効なものにする体制を構築する。また、監査役は、定期的に取り締役及び使用人から内部統制の構築運用状況について報告を受ける。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア．取締役会は、監査役の職務を補助するため、監査役と協議の上監査役の求める知見を十分に有する専任の使用人を補助使用人として配置する。
- イ．補助使用人は、監査役の指示に従いその職務を行うとともに、子会社の監査役を兼務可能とする。
- ウ．補助使用人の指揮権は、補助使用人の独立性を確保するため監査役が指定する期間中は監査役に移譲され、取締役の指揮命令は受けない。
- エ．補助使用人の任命・異動・人事権に係る事項の決定は、監査役の事前の同意を得る。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ア．取締役及び使用人は、以下に定める事項につき、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
 - ・当社グループに著しい損害を及ぼす事項、またはその恐れのある事項
 - ・不正行為や重要な法令・定款違反行為を認知した場合、またはその恐れのある場合
 - ・社内外へ環境・安全・衛生または製造物責任に関する重大な被害を与えたもの、またはその恐れのあるもの
 - ・企業行動指針、社員行動指針、社則等への違反で重大なもの
- イ．監査役は、必要に応じて取締役及び使用人から報告または情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができ、取締役及び使用人は、これに迅速・的確に対応する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア．監査役は、独自の意見形成あるいは監査の実施のため、必要に応じて公認会計士、弁護士、コンサルタントその他外部のアドバイザーを活用することができる。
- イ．代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見交換する。
- ウ．監査役は、取締役会の他、取締役の重要な職務の執行を審議する会議に出席することができる。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を継続的に確保、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様様の判断に委ねられるべきものと考えており、また、当社は、当社が発行者である株券等（以下「当社株券等」といいます。）の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは、対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益となる源泉を最大限に活かし、当社グループのブランド価値を高めていくためには、当社の企業理念、中長期的観点からの安定的な経営及び当社の経営資源に関する十分な理解が不可欠であると考えております。

特に、研究開発型企業である当社にとって、後述の通貨処理に欠かせないコア技術及びそれを支える従業員は、当社の根幹をなす経営資源であり、今後当社がさらに発展するためにも必要不可欠であります。したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解がない場合には、当社の優秀な従業員が流出したり、当社の技術が散逸するなどして、当社の企業価値・株主共同の利益が大きく毀損されることとなります。

また、当社グループは、国内のみならず北米、欧州、アジア等海外諸国においても幅広く事業を展開し、製品の開発から製造、販売、アフターサービスまで、国内外のグループ関連会社により一貫して行っております。したがって、当社グループの経営に関しては、多様な世界各国の市場環境や貨幣流通の仕組み、お客様・取引先・従業員等との間に築かれた関係、その他当社の企業価値の源泉を構成する様々な要素の十分な理解なくしては困難であると考えております。

これらの理解がないまま、当社株券等に対する大量買付がなされた場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が大きく毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取組み

ア. 当社の企業価値の源泉について

当社は、大正7年（1918年）、当社の前身である小さな町工場として創業以来、自社製品の開発を目指し、常に挑戦を続けてまいりました。

昭和19年（1944年）に株式会社国栄機械製作所（現当社）を設立し、昭和25年（1950年）には、国産第一号となる硬貨計数機を世に送り出すに至りました。その後も絶えず時代の変化とお客様のニーズに柔軟に対応し、硬貨包装机やたばこ販売機等、数多くの国産第一号となる製品を生み出すなど、貨幣処理分野におけるパイオニア企業として今日の地位を築いてまいりました。また、昭和41年（1966年）からはその市場を海外にも拡げ、世界各国の金融機関等から高い評価をいただいております、その品質は世界に誇れるものであると自負しております。

当社の企業理念は、「私たちは『求める心とみんなの力』を結集し、セキュア（安心・確実）な社会の発展に貢献します」であります。当社の企業理念には、不屈の精神で従業員が一丸となって製品開発に取り組み、それらの製品を通じて社会の発展に貢献することにより持続的な企業の発展を目指すという思いが込められております。創業以来今日まで継承されているこの精神こそが、当社のこれまでの発展と今後の一層の飛躍に必要な不可欠なものであると考えております。

また、この企業理念に基づき、長年研究開発を行ってきた成果である、通貨を計数・選別・搬送する「メカトロ技術」及び通貨の真偽を見分ける「認識・識別技術」は、当社製品を支えるコア技術であります。近年は、これらのコア技術をベースに、手書き文字や印影の読み取り技術、指紋・顔認証などの生体認証技術も開発し、当社製品に活用することにより、一層の付加価値を生み出しております。これら独自技術の全てが、当社を支える重要な経営資源であります。

さらに、当社の独自技術が搭載・応用された製品は、国内外の金融機関、流通業界などにおいて使用され、貨幣処理業務の効率化のみならず、通貨の真偽判別という重要な役割を担い、セキュア（安心・確実）な社会の発展に貢献しております。これらの製品を通じてお客様との間に築いてきた信頼関係や、従業員、取引先、地域社会、その他のステークホルダーとの良好な関係もまた、当社事業の継続及び発展を支えてきた貴重な財産であります。

このように、企業理念に根ざし発展させてきた独自技術とこれを支える従業員、独自技術を搭載・活用した製品、ならびにそれらの製品をお客様にタイムリーに提供する事業体制は、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社は、これらの当社の企業価値の源泉を今後も継続して発展させていくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

イ. 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取組み

当社グループは、平成18年4月に平成21年3月までの3ヶ年を計画期間とした「18中期経営計画」を策定し、その実現に向けてグループ全社を挙げて取り組んでおります。この中期経営計画は、「成長戦略」、「効率化戦略」及び「ガバナンス戦略」を三本柱として、グループ全体の競争力を強化し、継続的な企業価値向上を狙いとするものであります。

「成長戦略」は、各カンパニーが市場におけるシェアアップや、市場の深掘りによる事業領域の拡大に努め、事業対応力の強化と事業経営のスピードアップを図るための戦略であります。また、事業領域をさらに拡大するために、当社の情報処理センター（GCANセンター）を活用した決済サービスの拡充等、非現金分野事業の推進や、当社独自の生体認証技術など新しい技術の事業化に努めてまいります。

「効率化戦略」は、収益体質を強化するための戦略であります。開発・製造・販売部門における事業構造改革の推進により、海外調達の拡大、開発の効率化、SCMシステムの活用による製品在庫の削減を実現し、コスト競争力を高めてまいります。また、合併により生じた重複業務の見直しや基幹システム・インフラ・諸制度の一本化、人材の有効活用を行い、経営効率の向上に取り組んでまいります。

「ガバナンス戦略」は、全てのステークホルダーの皆様から信頼され、支持される健全な経営を行い、継続的な企業価値の向上を目指すための戦略であります。取締役会の監督機能を高め、コンプライアンス経営を推進するとともに、業務執行における事業スピードを上げ、より健全かつ効率的なグループ経営の推進に努めてまいります。これまでに、指名諮問委員会・報酬諮問委員会の設置、執行役員制の導入、取締役会の構成員数の削減、社外取締役の設置、役員報酬制度改革等の諸施策を実施してきましたが、今後より一層ガバナンス機能の強化に努めてまいります。

当社は、この中期経営計画を確実に推進することが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、上記①の基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するためには、当社株券等に対する大量買付その他これに類似する行為またはその提案が行われる際に、当社取締役会が、事前に買付を行う者あるいはその提案者に対し、当該買付に関する情報の提供を求め、株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、あるいは当社の株主の皆様が当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、株主の皆様のために当社取締役会が買付者と交渉すること等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断いたしました。

そこで不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

本プランでは、当社株券等の保有割合が、20%以上となる買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「大量買付行為」といいます。）がなされる場合の手続を定めております。本プランの詳細については、本招集ご通知（44頁～63頁）をご参照ください。

④ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記②に記載の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

したがって、当社取締役会は、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

また、前記③に記載のとおり、本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上する者として最適か否かの判断は、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものという考えの下、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させることを目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものであります。

特に、本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得ることとしており、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会が設置され、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されていること、当社取締役会による恣意的な発動を防止するために、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断が必要とされ、また株主総会において株主の皆様の意思確認を行うことができること、独立委員会は外部専門家の助言を当社の費用で受けることができるものとされていること、本プランの有効期間は3年を超えず、取締役会によりいつでも廃止できるとされていること等から、その公正性・客観性が担保される仕組みとなっております。

したがって、当社取締役会は、本プランは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	130,875	流動負債	53,173
現金及び預金	45,163	支払手形及び買掛金	14,638
受取手形及び売掛金	32,787	短期借入金	12,387
有価証券	22,835	未払法人税等	5,756
たな卸資産	23,258	賞与引当金	5,458
繰延税金資産	5,217	役員賞与引当金	105
その他	1,785	債務保証損失引当金	356
貸倒引当金	△171	リース解約損失引当金	177
固定資産	78,361	その他	14,293
有形固定資産	35,182	固定負債	4,328
建物及び構築物	13,173	退職給付引当金	2,931
機械装置及び運搬具	2,334	その他	1,397
工具器具及び備品	7,416	負債合計	57,502
土地	11,805	(純資産の部)	
建設仮勘定	451	株主資本	150,548
無形固定資産	4,279	資本金	12,892
ソフトウェア	2,773	資本剰余金	20,629
のれん	1,030	利益剰余金	119,937
その他	475	自己株式	△2,912
投資その他の資産	38,899	評価・換算差額等	766
投資有価証券	22,668	その他有価証券評価差額金	734
繰延税金資産	4,088	為替換算調整勘定	31
その他	14,769	少数株主持分	419
貸倒引当金	△2,626	純資産合計	151,734
資産合計	209,236	負債純資産合計	209,236

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

科 目	金	額
		百万円
売 上 高		185,181
売 上 原 価		117,066
売 上 総 利 益		68,114
販売費及び一般管理費		45,288
営 業 利 益		22,826
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	490	
受 取 配 当 金	175	
生 命 保 険 返 戻 金	150	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	565	1,382
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	338	
た な 卸 資 産 廃 却 損	1,879	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	408	2,626
経 常 利 益		21,582
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	11	
リ ー ス 解 約 損 失 引 当 金 戻 入 額	161	
そ の 他 の 特 別 利 益	14	187
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	356	
固 定 資 産 除 却 損	416	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	640	
そ の 他 の 特 別 損 失	157	1,571
税金等調整前当期純利益		20,198
法人税、住民税及び事業税	7,625	
法人税等調整額	825	8,451
少数株主利益		36
当 期 純 利 益		11,711

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成19年3月31日 残高	12,892	20,629	114,504	△110	147,916
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,427		△2,427
当期純利益			11,711		11,711
自己株式の取得				△6,652	△6,652
自己株式の処分		△0	△3,850	3,850	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△0	5,433	△2,801	2,631
平成20年3月31日 残高	12,892	20,629	119,937	△2,912	150,548

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少 数 株 主 分 持	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定 調 整	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成19年3月31日 残高	2,145	106	2,252	672	150,841
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△2,427
当期純利益					11,711
自己株式の取得					△6,652
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,410	△74	△1,485	△253	△1,738
連結会計年度中の変動額合計	△1,410	△74	△1,485	△253	893
平成20年3月31日 残高	734	31	766	419	151,734

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数……………18社
- ・主要な連結子会社の名称……………北海道グローリー株式会社
グローリーリンクス株式会社
ナスカ株式会社
グローリー機器株式会社
GLORY (U. S. A.) Inc.
GLORY Europe GmbH

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称……………グローリーF & C株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由……………非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益持分見合い額及び利益剰余金持分見合い額等のそれぞれの合計がいずれも少額であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称……………グローリーF & C株式会社（非連結子会社）
- ・持分法を適用していない理由……………持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の当期純損益持分見合い額及び利益剰余金持分見合い額等のそれぞれの合計がいずれも少額であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除いております。

(3) 連結の範囲の変更に関する事項

連結子会社であった GLORY Austria GmbH は、平成19年10月1日付で GLORY Europe GmbH に吸収合併されました。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
GLORY GmbH	12月31日
GLORY Europe GmbH	12月31日
Standardwerk Eugen Reis GmbH	12月31日
Reis Service GmbH	12月31日

決算日の差異が3ヶ月以内であるため、連結子会社の決算日現在の計算書類に基づき連結しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・満期保有目的の債券…………… 償却原価法（定額法）

・その他有価証券

時価のあるもの…………… 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

デリバティブ…………… 時価法

たな卸資産

・製品、仕掛品…………… 総平均法による原価法

・商品、材料、部品、貯蔵品…………… 主として移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法を採用しております。

（会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、営業利益、経常利益、及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ360百万円減少しております。

（追加情報）

当社及び国内連結子会社は法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これにより、営業利益、経常利益、及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ219百万円減少しております。

無形固定資産

・自社利用のソフトウェア…………… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

・市場販売目的のソフトウェア…………… 販売見込数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法

・それ以外の無形固定資産…………… 定額法

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しており、在外連結子会社については、主として特定の債権について、その回収可能性を検討した所要見積額を計上しております。

- 賞与引当金…………… 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
- 役員賞与引当金…………… 役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
- 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することにしております。
- リース解約損失引当金…………… リース契約の解約による損失に備えるため、解約による個別損失見込額及び実績率による一般損失見込額を計上しております。
- 債務保証損失引当金…………… 債務保証に係る損失に備えるため、保証の履行による個別損失見込額及び実績率による一般損失見込額を計上しております。
- ④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、それぞれの決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。
- ⑤ 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法…………… 為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
ヘッジ手段とヘッジ対象…………… ・ヘッジ手段
為替予約取引
・ヘッジ対象
外貨建金銭債権
ヘッジ方針…………… 将来の為替変動リスクを低減する目的で為替予約取引を行っております。
ヘッジの有効性評価の方法…………… 振当処理を行った為替予約は有効性の評価を省略しております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理…………… 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
連結納税制度の適用…………… 連結納税制度を適用しております。
- (6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
全面時価評価法を採用しております。
- (7) のれんの償却に関する事項
5～10年間の均等償却を行っております。

(8) 表示方法の変更

内国法人の発行する譲渡性預金は、従来、「現金及び預金」に含めて表示していましたが、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号、平成12年1月31日公表、最終改正平成19年7月4日）の改正に伴い、当連結会計年度より、「有価証券」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度の「有価証券」に含まれている譲渡性預金は20,950百万円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 58,359百万円
- (2) 偶発債務
- ① 従業員（住宅資金）の銀行借入に対する保証 89百万円
- ② 当社グループの得意先が抱えるリース債務に対する保証 3,068百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	74,236,210株	一株	1,398,000株	72,838,210株

(注) 普通株式の株式数の減少1,398,000株は、取締役会決議に基づく自己株式消却によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 1,408百万円
- ・ 1株当たり配当額 19円
- ・ 基準日 平成19年3月31日
- ・ 効力発生日 平成19年6月29日

平成19年11月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 1,018百万円
- ・ 1株当たり配当額 14円
- ・ 基準日 平成19年9月30日
- ・ 効力発生日 平成19年12月12日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成20年6月27日開催の第62回定時株主総会において、次の議案が提出されます。

- ・ 配当金の総額 1,863百万円
- ・ 1株当たり配当額 26円
- ・ 基準日 平成20年3月31日
- ・ 効力発生日 平成20年6月30日

4. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,110円69銭
- (2) 1株当たり当期純利益 160円70銭

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	106,693	流動負債	42,527
現金及び預金	34,502	支払手形	5,104
受取手形	1,458	買掛金	7,319
売掛金	29,461	短期借入金	10,942
有価証券	16,385	未払金	6,223
商製品	908	未払費用	1,420
製作品	7,122	未払法人税等	5,233
材料	26	前受金	1,530
部品	2,046	預り金	264
仕掛品	5,136	賞与引当金	4,226
貯蔵品	1,748	役員賞与引当金	78
関係会社未収金	953	設備関係支払手形	168
関係会社貸付金	2,011	その他	15
前払費用	391	固定負債	1,333
繰延税金資産	3,643	退職給付引当金	875
その他	917	その他	458
貸倒引当金	△20	負債合計	43,861
固定資産	75,944	(純資産の部)	
有形固定資産	28,829	株主資本	138,067
建物	11,117	資本金	12,892
構築物	509	資本剰余金	20,629
機械及び装置	1,196	資本準備金	20,629
車輛及び運搬具	21	利益剰余金	107,457
工具器具及び備品	4,826	利益準備金	3,223
土地	10,709	その他利益剰余金	104,233
建設仮勘定	447	配当準備積立金	3,000
無形固定資産	2,627	試験研究基金	2,000
ソフトウェア	2,558	特別償却準備金	28
その他	69	別途積立金	86,500
投資その他の資産	44,487	繰越利益剰余金	12,705
投資有価証券	21,606	自己株式	△2,912
関係会社株式	7,591	評価・換算差額等	708
関係会社出資金	2,790	その他有価証券評価差額金	708
従業員に対する長期貸付金	14	純資産合計	138,776
関係会社長期貸付金	194	負債純資産合計	182,638
長期前払費用	47		
長期預金	6,500		
破産更生債権	68		
繰延税金資産	3,177		
その他	2,570		
貸倒引当金	△73		
資産合計	182,638		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

科 目	金	額
		百万円
売 上 高		157,062
売 上 原 価		107,840
売 上 総 利 益		49,221
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		31,473
営 業 利 益		17,748
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	164	
有 価 証 券 利 息	203	
受 取 配 当 金	808	
貸 貸 収 入	363	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	304	1,844
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	215	
貸 貸 原 価	181	
た な 卸 資 産 廃 却 損	1,538	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	262	2,198
経 常 利 益		17,394
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	7	12
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	10	
固 定 資 産 除 却 損	182	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	481	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	158	
そ の 他 の 特 別 損 失	29	863
税 引 前 当 期 純 利 益		16,543
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,262	
法 人 税 等 調 整 額	△242	6,019
当 期 純 利 益		10,523

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本												自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金						利益剰余金計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金								
					配当準備積立金	試験研究基金	特別償却準備金	別途積立金	繰上利益剰余金	繰下利益剰余金	利益剰余金計			
平成19年3月31日 残高	12,892	20,629	0	20,629	3,223	3,000	2,000	66	61,500	33,421	103,211	△110	136,623	
事業年度中の変動額														
特別償却準備金の取崩								△38		38		-	-	
別途積立金の積立額									25,000	△25,000		-	-	
剰余金の配当										△2,427	△2,427		△2,427	
当期純利益										10,523	10,523		10,523	
自己株式の取得												△6,652	△6,652	
自己株式の処分			△0	△0						△3,850	△3,850	3,850	0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）														
事業年度中の変動額 合計	-	-	△0	△0	-	-	-	△38	25,000	△20,715	4,245	△2,801	1,444	
平成20年3月31日 残高	12,892	20,629	-	20,629	3,223	3,000	2,000	28	86,500	12,705	107,457	△2,912	138,067	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日 残高	2,030	2,030	138,654
事業年度中の変動額			
特別償却準備金の取崩			-
別途積立金の積立額			-
剰余金の配当			△2,427
当期純利益			10,523
自己株式の取得			△6,652
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△1,321	△1,321	△1,321
事業年度中の変動額 合計	△1,321	△1,321	122
平成20年3月31日 残高	708	708	138,776

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ等

デリバティブ……………時価法

③たな卸資産

製品・仕掛品……………総平均法による原価法

商品・材料・部品・貯蔵品……………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 4～12年

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益はそれぞれ330百万円減少しております。

（追加情報）

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これにより、営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益はそれぞれ185百万円減少しております。

無形固定資産……………自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

市場販売目的のソフトウェア

販売見込数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法

その他

定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することにしております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……………・ヘッジ手段
為替予約取引
・ヘッジ対象
外貨建金銭債権

ヘッジ方針……………将来の為替変動リスクを低減する目的で為替予約取引を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法……………振当処理を行った為替予約は有効性の評価を省略しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(7) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(8) 表示方法の変更

内国法人の発行する譲渡性預金は、従来、「現金及び預金」に含めて表示していましたが、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号、平成12年1月31日公表、最終改正平成19年7月4日）の改正に伴い、当事業年度より、「有価証券」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「有価証券」に含まれている譲渡性預金は14,500百万円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	47,507百万円
(2) 保証債務	
当社グループの得意先が抱えるリース債務に対する保証	13百万円
従業員の銀行借入に対する保証	89百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務	
① 短期金銭債権	14,028百万円
長期金銭債権	194百万円
② 短期金銭債務	3,086百万円
長期金銭債務	90百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	28,283百万円
② 仕入高	37,593百万円
③ 営業取引以外の取引高	1,664百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	92,973株	2,453,182株	1,398,032株	1,148,123株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,453,182株は、単元未満株式の買取りによる増加882株、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加2,452,300株であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少1,398,032株は、単元未満株式の売渡しによる減少32株、取締役会決議に基づく自己株式消却による減少1,398,000株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
退職給付に係る否認額	2,376
賞与引当金	1,715
投資有価証券評価損	1,098
研究開発費	1,013
未払事業税	440
減価償却超過額	394
その他	1,281
繰延税金資産小計	8,318
評価性引当額	△704
繰延税金資産合計	7,614
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△617
その他	△175
繰延税金負債合計	△793
繰延税金資産の純額	6,820

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) 取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械及び装置	8	7	1
車輛及び運搬具	14	4	9
工具器具及び備品	989	704	284
その他	109	69	39
合計	1,122	785	336

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	145百万円
1年超	186百万円
合計	332百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	270百万円
減価償却費相当額	263百万円
支払利息相当額	8百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得原価相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	グローリー機器 株式会社	所有 直接 100.0%	当社製品の製造	自動販売機及び 遊技関連機器の 仕入等	17,863	買掛金 及び 未払金	879
				土地・建物の賃 貸	157	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格については、市場価格等を勘案して交渉の上、決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,935円79銭
(2) 1株当たり当期純利益	144円41銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月10日

グローリー株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指 定 社 員 公認会計士 武 田 宗 久 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 木 村 幸 彦 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 朋 之 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グローリー株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローリー株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年5月10日

グローリー株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指 定 社 員 公認会計士 武 田 宗 久 ⑩
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 木 村 幸 彦 ⑩
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 朋 之 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グローリー株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視し検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月14日

グローリー株式会社 監査役会

常勤監査役	中 塚 良 幸	ⓧ
常勤監査役	尾 波 宰 三	ⓧ
社外監査役	安 平 和 彦	ⓧ
社外監査役	竹 田 佑 一	ⓧ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要課題の一つと位置づけており、自己資本をベースとした1株につき年間28円の配当を基準として連結業績等の動向も勘案した利益還元を行うこととしております。

上記の基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の連結業績を総合的に勘案しつつ、株主の皆様の日頃のご支援、ご期待にお応えするため、1株につき14円の普通配当に特別配当12円を加え、合わせて1株につき26円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金14円を加えた年間配当金は40円となります。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金26円

(うち普通配当14円、特別配当12円)

配当総額 1,863,942,262円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社の発行可能株式総数は128,664,000株であります。当期末現在、発行済株式の総数は、すでに72,838,210株に達しております。将来における事業規模の拡大、機動的な資本政策の遂行等を可能とするとともに、当社取締役会が平成19年12月26日に導入を決議した「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」に基づく対抗措置の実効性を確保するため、発行可能株式総数を、128,664,000株から150,000,000株に拡大するものであります。（現行定款第6条）
- (2) 会社経営に対する取締役の責任を明確化するため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。（現行定款第23条）

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所であります）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億2,866万4,000株</u>とする。</p> <p>（任 期）</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億5,000万株</u>とする。</p> <p>（任 期）</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（削除）</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	尾上 壽 男 (昭和10年8月16日生)	昭和36年7月 当社入社 昭和45年6月 当社総務部長 昭和45年12月 当社取締役 昭和49年12月 当社常務取締役 昭和53年1月 当社専務取締役 昭和55年1月 当社代表取締役副社長 平成元年6月 当社代表取締役社長 平成13年6月 当社代表取締役会長 (現在に至る) [他の法人等の代表状況] 姫路商工会議所 会頭	131,988株
2	西野 秀 人 (昭和15年12月28日生)	昭和38年4月 当社入社 平成元年4月 当社カード事業部長 平成元年6月 当社取締役 平成4年6月 当社常務取締役 平成7年6月 当社専務取締役 平成12年6月 当社代表取締役副社長 平成13年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	19,876株
3	牛尾 允 俊 (昭和20年1月1日生)	昭和42年4月 当社入社 昭和63年4月 当社第一金融機器事業部長 平成7年6月 当社取締役 平成12年6月 当社常務取締役 平成16年6月 当社専務取締役 平成17年4月 当社貨幣処理システム事業部長 平成18年6月 当社取締役 (現在に至る) 当社専務執行役員 (現在に至る) 平成19年6月 当社技術部門管掌 (現在に至る)	15,084株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
4	濱野 政一 (昭和21年7月30日生)	昭和44年3月 国栄商事株式会社（現グローリー株式会社）入社 平成6年4月 グローリー商事株式会社（現グローリー株式会社）東京支店長 平成7年6月 同社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成18年6月 当社取締役 （現在に至る） 平成18年10月 当社常務執行役員、金融カンパニー長 平成19年6月 当社営業部門管掌 （現在に至る） 当社専務執行役員 （現在に至る）	8,300株
5	松岡 則重 (昭和19年9月5日生)	平成8年7月 当社入社 平成9年4月 当社経営企画室長 平成9年6月 当社取締役 平成13年6月 当社常務取締役 平成18年6月 当社取締役 （現在に至る） 当社常務執行役員 （現在に至る） 平成18年10月 当社総務統括部長 （現在に至る） 平成19年6月 当社管理部門管掌 （現在に至る）	8,200株
6	佐伯 照道 (昭和17年12月28日生)	昭和43年4月 弁護士登録、田村・松田法律事務所入所 昭和48年4月 八代・佐伯・西垣法律事務所（現北浜法律事務所・外国法共同事業）設立、パートナー、 弁護士 （現在に至る） 平成14年1月 グローリー商事株式会社（現グローリー株式会社）監査役 平成18年6月 当社取締役 （現在に至る）	1,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
7	※ 尾上 広和 (昭和23年3月19日生)	昭和45年9月 当社入社 平成12年4月 当社自販機・遊技システム事業部長 平成13年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 平成17年4月 当社自販機・遊技・メディア事業部長 平成18年6月 当社取締役、常務執行役員 平成18年10月 当社自販機・遊技カンパニー長 (現在に至る) 平成19年6月 当社常務執行役員 (現在に至る) [他の法人等の代表状況] マルエスGT株式会社 代表取締役	6,500株
8	※ 佐々木 宏機 (昭和17年2月15日生)	昭和40年4月 富士製鐵株式会社(現新日本製鐵株式会社)入社 平成3年6月 新日本製鐵株式会社輸出第一部長 平成7年6月 同社取締役 平成11年4月 同社常務取締役 平成13年6月 山陽特殊製鋼株式会社代表取締役副社長 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成19年6月 同社取締役相談役 (現在に至る)	1,000株
9	※ 新島 昭 (昭和19年3月9日生)	昭和44年4月 パイオニア株式会社入社 平成7年9月 Pioneer North America, Inc. 取締役社長 平成9年6月 パイオニア株式会社取締役 平成10年3月 同社国際業務部長 平成11年9月 同社経営戦略部長 平成12年6月 同社常務取締役 平成13年1月 同社ホームエンタテインメントカンパニー プレジデント 平成14年6月 同社専務取締役 平成16年6月 同社代表取締役専務取締役 平成18年6月 同社顧問 (現在に至る)	1,000株

※印は、新任候補者であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐々木宏機及び新島 昭の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
- ①佐々木宏機氏は、複数の企業において代表取締役社長等の重要な役職を歴任され、経営者としての豊富な経験及びグローバルな見識を有しており、利害関係のない見地から当社の経営に対する確かな助言をいただくことで経営体制がさらに強化できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ②新島 昭氏は、当社と同様、研究開発を重視する企業において代表取締役等の役職を歴任され、国内外における豊富な経験及びグローバルな見識を有しており、利害関係のない見地から当社の経営に対する確かな助言をいただくことで経営体制がさらに強化できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役との間に責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。社外取締役候補者であります佐々木宏機及び新島昭の両氏が取締役に選任された場合には、両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役9名のうち、社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役6名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額7,800万円を支給することといたしたいと存じます。

第5号議案 当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

当社は、平成19年12月26日開催の当社取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第127条本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を改定するとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第127条第2号ロ）として、「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の導入について決議いたしました。

本プランは、平成19年12月26日付で効力を生じるものとしておりますが、本議案は、本プランの導入について、その重要性に鑑み、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの具体的内容は、以下に記載のとおりであります。本総会においてご承認をいただいた場合の有効期間は、3年を超えないもの（平成22年に開催される当社定時株主総会終結の時まで）といたします。ただし、本総会において、株主の皆様のご賛同が得られない場合には、速やかに廃止いたします。

なお、基本方針ならびに当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについては、本招集ご通知17頁～19頁に記載のとおりであります。

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿って導入したものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するためには、当社株券等に対する大量買付その他これに類似する行為またはその提案が行われる際に、当社取締役会が、事前に関し、買付を行う者あるいはその提案者に対し、当該買付に関する情報の提供を求め、株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、あるいは株主の皆様にご提示すること、株主の皆様のために当社取締役会が買付者と交渉すること等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断いたしました。

以上の理由により、本プランを導入することといたしました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株券等の大量買付が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

(b) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めております（詳細については下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照ください。）。なお、買収者は、本プランに係る手続が開始された場合には、本プランの発動をしない旨の当社取締役会決議または株主の意思確認がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとします。

(c) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（その主な内容は別紙1「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合が最大1/2まで希釈化される可能性があります。

(d) 本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立社外者から構成される独立委員会（その詳細については下記(4)「独立委員会の設置」をご参照ください。）の客観的な判断を経ることとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、買収の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮のうえ、当社株主の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合等には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様を意思を確認することができるものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付行為

本プランは、以下①または②に該当する当社株券等の買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「大量買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）の後における株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

（注3）金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

（注4）金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。

（注5）金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

（注6）金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

（注7）金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(b) 大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付行為を行う大量買付者は、当該大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により日本語にて提出していただき、当社取締役会が独立委員会に対して速やかに提供いたします。

独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大量買付者に対し、適宜回答期限を定め、追加的に当社取締役会を通じて情報を提供するよう求めることがあります。この場合、大量買付者においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に対して追加的に提供していただきます。

記

- ① 大量買付者及びそのグループ（共同保有者（注8）、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該大量買付者による大量買付行為と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的、方法及び内容（大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- ③ 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）
- ④ 大量買付行為の資金の裏付け（大量買付行為の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大量買付行為の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び資産運用方針
- ⑥ 大量買付行為の後における当社の株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、大量買付者が本プランに定められた手続に従うことなく大量買付行為を開始したものと認める場合には、原則として、下記(d)①に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

（注8）金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(c) 大量買付行為の内容の検討・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、大量買付者から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家（以下に定義します。）による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（独立委員会が当該情報を受領した日から60日を上限とします。）を定め、大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代

替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、公正・客観的な立場で判断するために、大量買付者及び（上記①のとおり当社取締役会に対して情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報を受領するものとし、当該受領の日から、原則として最長60日が経過するまでの間（ただし、下記(d)③に記載する場合等には、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、大量買付行為の内容の検討、大量買付者と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社及び独立委員会から独立した第三者である専門家（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタント、投資銀行、証券会社等をいい、以下「外部専門家」といいます。）の助言を得ることができるものとします。大量買付者は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

③ 情報開示

当社は、大量買付者から買付説明書が提出された旨、独立委員会検討期間が開始した旨及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、大量買付者が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び理由を含みます。）について、当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行います。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者による大量買付行為が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までは本新株予約権の無償取得を行うべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に大量買付者が大量買付行為を撤回した場合その他大量買付行為が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者による大量買付行為が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うにあたって適切と判断する場合は、予め当該実施に関して株主の意思を確認すべき旨の留保を付すことができるものとします。

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者の大量買付行為の内容の検討、大量買付者との協議・交渉等の結果、大量買付者による大量買付行為が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、大量買付者の大量買付行為の内容の検討・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、さらなる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、延長の理由と期間について、当社取締役会を通じて情報開示し、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努力するものとします。

(e) 取締役会の決議／株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

ただし、当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施に際して、独立委員会における手続に加えて、①大量買付者による大量買付行為の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮のうえ、当社株主の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法

令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合（当社株主の意思を確認することが実務上適切であると判断する場合で、独立委員会による、株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告がなされた後に株主意思確認総会（以下に定義します。）の招集手続を開始したのでは、大量買付者や当社株主に不利益を与えるおそれがある場合等）、または、②独立委員会が本新株予約権無償割当ての実施に関して株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告をした場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様方の意思を確認する株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集することができるものとします。当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を決定した場合、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集します（ただし、株主意思確認総会開催時までに独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告をした場合には、法律上可能な限り、株主意思確認総会の開催を中止し、または議案を撤回します。）。当社取締役会は、株主意思確認総会または独立委員会のいずれかが本新株予約権の無償割当てを実施することを否決する決定または勧告をした場合には、本新株予約権の無償割当ては実施しません。大量買付者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うか、株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、大量買付行為を実行してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、または、株主意思確認総会を招集する旨の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、大量買付者による大量買付行為が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会または株主意思確認総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

- (a) 本プランに定める手続を遵守しない大量買付行為である場合
- (b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当社株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的による大量買付行為である場合
- (d) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大量買付行為である場合
- (e) 当社取締役会に、当該大量買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない大量買付行為である場合
- (f) 当社株主に対して、本必要情報その他大量買付行為の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供しない大量買付行為である場合
- (g) 大量買付行為の条件（対価の価額・種類、大量買付行為の時期、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実行の蓋然性、大量買付行為の後の経営方針または事業計画、大量買付行為の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な大量買付行為である場合
- (h) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係、当社の技術力・開発力、ブランド力または企業文化を損なうこと等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大量買付行為である場合

(4) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立社外者のみから構成される独立委員会を設置します。実際に大量買付行為がなされる場合には、上記2. (2) 「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、独立委員会は、当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

なお、本プランの導入時点における独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い当社の社外取締役・社外監査役及び社外の有識者の中から構成されます（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙2「独立委員会規程の概要」に記載のとおりであります。）。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、3年を超えないものとし、本プランの当初の有効期間は、平成22年に開催される当社定時株主総会終結の時までとします。ただし、本総会において、本プランの導入について株主の皆様のご賛同を得られなかった場合には、本総会終結後、速やかに本プランを廃止いたします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成20年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(ご参考)

本プランの内容は、本招集ご通知44頁から52頁までに記載しておりますが、Ⅰ. 「株主の皆様への影響」ならびにⅡ. 「本プランの合理性について」は、それぞれ以下のとおりであります。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮のうえ、本議案につきご承認いただければと存じます。

Ⅰ. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時の株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

(i) 本新株予約権の無償割当ての手續及び名義書換手續

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合を上限として、本

新株予約権無償割当て決議において定める割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。したがって、株主の皆様におかれましては、割当期日に間に合うよう、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券につきましては、名義書換手続は不要です。）。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2. (2) 「本プランの発動に係る手続」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

ただし、当社は、下記(iii)に記載するところに従って非適格者（別紙1「本新株予約権の無償割当ての概要」に定義します。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得及びその対価、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

II. 本プランの合理性について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しております。

② 株主意思を重視するものであること

上記2.(5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載のとおり、本総会において、本プランの導入につき、当社株主の意思を確認させていただき、当社株主の賛同が得られない場合には、本プランを廃止することになります。

また、上記2.(2)「本プランの発動に係る手続」(e)にて記載のとおり、当社取締役会は、実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合、または、独立委員会が本新株予約権無償割当ての実施に関して株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告をした場合には、本プランの発動の是非についても、株主意思確認総会において株主の皆様方の意思を確認することができます。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

上記2.(4)「独立委員会の設置」にて記載のとおり、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。なお、現時点での独立委員会の委員は、別紙3「独立委員会 委員の略歴」に記載のとおりであります。

また、その判断の概要については株主の皆様方に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

④ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記2.(2)「本プランの発動に係る手続」(d)及び上記2.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載のとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 外部専門家の意見の取得

上記2.(2)「本プランの発動に係る手続」(c)②にて記載のとおり、大量買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、当社及び独立委員会から独立した弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を受けることができるものとされており、これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記2.(5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載のとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

本新株予約権の無償割当ての概要

1. 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を割り当てます。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし、当社株式1株の時価の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

6. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記9.に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

7. 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者(注9)、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者(注10)、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注11)(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、下記9.②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による行使請求書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(注9) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注10) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注10において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注10において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注11) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され、もしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、または、その者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

8. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

9. 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

その他、本新株予約権の取得に関する事項（非適格者からの当該本新株予約権の取得及びその対価としての当社株式、新株予約権、社債、金銭等の交付に関する事項等を含みます。）については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において定めることがあります。

10. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付 本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

11. 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

12. その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 独立委員会委員の任期は、平成22年6月に開催予定の定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（ただし、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に付議した事項
5. 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる大量買付行為への該当性の判断
 - ② 大量買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 大量買付者の大量買付行為の内容の精査・検討
 - ④ 代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑤ 独立委員会検討期間の延長
 - ⑥ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

6. 独立委員会は、大量買付者に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、大量買付者から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができる。
7. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
8. 独立委員会は、当社の費用で、当社及び独立委員会から独立した弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ること等ができる。
9. 各独立委員会委員は、大量買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
10. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会 委員の略歴

澤 田 恒 (昭和22年5月26日生)

略 歴 昭和51年4月 弁護士登録、野村清美法律事務所入所
昭和53年3月 澤田法律事務所(現澤田・中上法律事務所) 主宰
(現在に至る)
平成6年6月 大和工業株式会社社外監査役
(現在に至る)
平成18年6月 兵庫信用金庫社外監事
(現在に至る)
神姫バス株式会社社外監査役
(現在に至る)

平 野 裕 司 (昭和15年6月19日生)

当社 社外取締役

略 歴 昭和38年4月 日本郵船株式会社入社
平成7年6月 同社取締役
平成13年6月 同社代表取締役副社長
平成18年7月 同社顧問
(現在に至る)
平成19年6月 当社取締役
(現在に至る)
公 職 社団法人東京都港湾振興協会会長

佐々木 宏 機 (昭和17年2月15日生)

略 歴 昭和40年4月 富士製鐵株式会社(現新日本製鐵株式会社) 入社
平成7年6月 新日本製鐵株式会社取締役
平成11年4月 同社常務取締役
平成13年6月 山陽特殊製鋼株式会社代表取締役副社長
平成14年6月 同社代表取締役社長
平成19年6月 同社取締役相談役
(現在に至る)

※同氏は、本總會における社外取締役候補者(新任)であります。

なお、上記各委員と当社との間に特別の利害関係はありません。

また、平野裕司氏につきましては、本総会終結の時をもって、取締役を退任されることから、独立委員会の委員も退任される予定であります。これに伴い、当社は、平成20年4月25日開催の当社取締役会において、平成20年6月27日付で以下の委員を新たに選任することを決議いたしました。

同委員への就任については、同氏の同意を得ております。

同氏の略歴は、以下のとおりであります。

新 島 昭（昭和19年3月9日生）

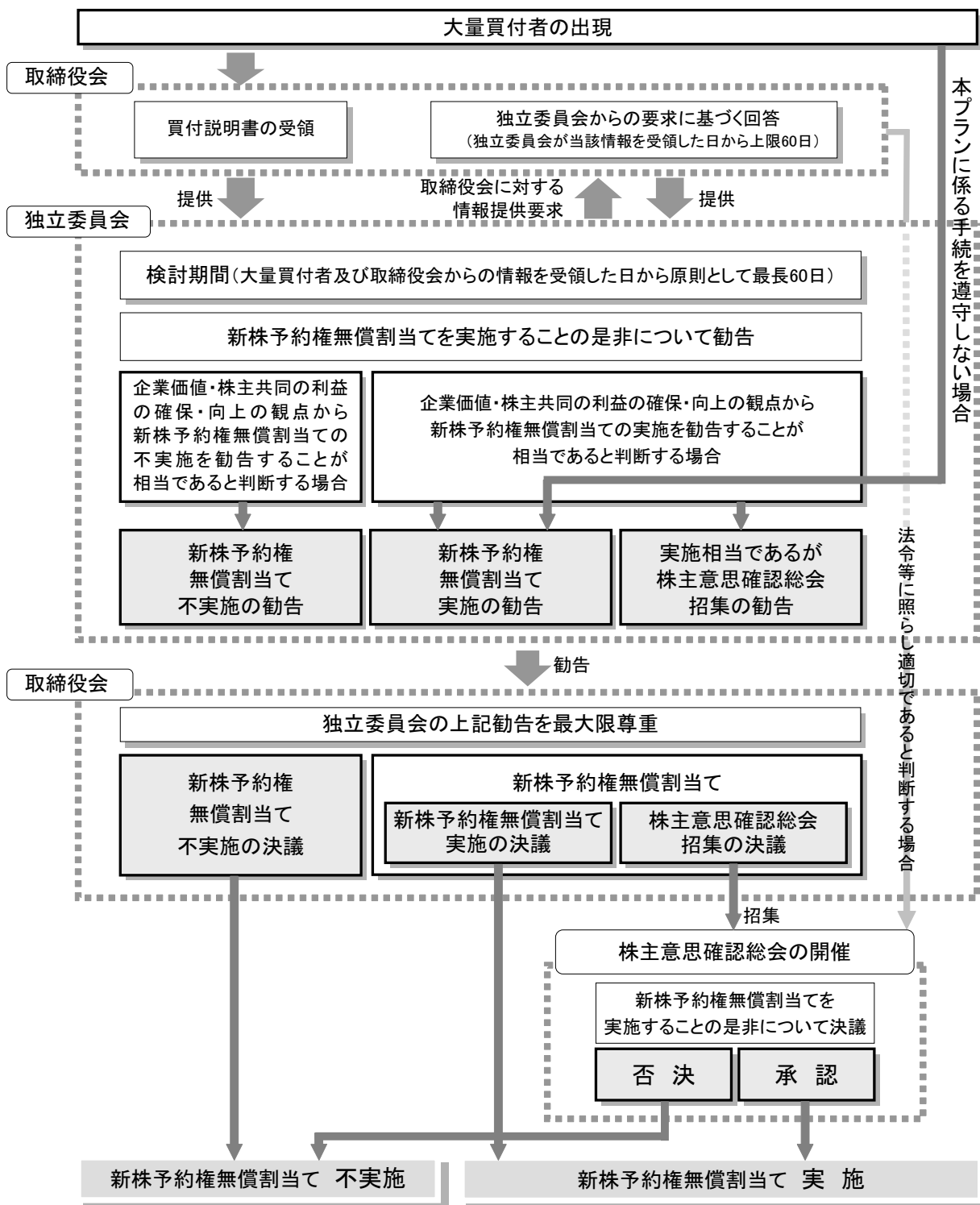
略 歴	昭和44年4月	パイオニア株式会社入社
	平成9年6月	同社取締役
	平成12年6月	同社常務取締役
	平成14年6月	同社専務取締役
	平成16年6月	同社代表取締役専務取締役
	平成18年6月	同社顧問
		（現在に至る）

※同氏は、本総会における社外取締役候補者（新任）であります。

なお、上記委員就任予定者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

大量買付行為の対応策に基づく新株予約権無償割当ての実施・不実施の流れ



* 上記フローチャートはあくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、本プランの詳細内容については、本文をご覧ください。

以上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

1. ご留意いただく事項

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の株主名簿管理人が開設する議決権行使サイト (<http://daiko-sb.gcan.jp>) をご利用いただくことによるのみ可能です。
※インターネットにより議決権を行使されます場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。
- (2) インターネットにより議決権を行使された場合は、同封の議決権行使書をご郵送いただく必要はございません。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成20年6月26日（木曜日））午後5時15分まで可能ですが、議決権行使結果の集計上お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。

2. お手続きの方法

- (1) <http://daiko-sb.gcan.jp> にアクセスしてください。

※「QRコード」から議決権行使サイトへのアクセス方法



バーコード読取機能付き携帯電話で、左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトへ接続してください。なお、操作方法につきましては、各携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

- (2) 株主様確認のため、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力の上、画面の「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- (3) 同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」は仮のものであり、株主様以外の第三者による不正なアクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、株主様の任意の「新パスワード」に変更していただきます。
※「新パスワード」は、本総会の議決権行使期間中、議決権行使サイトへ再度ログインする際に必要となります。再発行はいたしかねますので、ご失念にご注意ください。
- (4) 画面の案内に従って、議決権を行使してください。

3. システム環境について

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) パソコンによるインターネット接続の場合
 - ①インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorer Ver.5.0以上、または Netscape Communicator Ver.4.5以上を使用できること。
 - ②招集通知の添付ファイルを参照するためのソフトウェアとして、Acrobat Reader Ver.4.0以上を使用できること
(Internet Explorerはマイクロソフト社、Netscape Communicatorはネットスケープ社、Acrobat Readerはアドビシステムズ社の登録商標または商標です。)
- (3) 携帯電話によるインターネット接続の場合
 - ①SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること
 - ②以下のサービスが利用可能であること。
EZweb（WAP2.0ブラウザ搭載機種）、iモード、Yahoo!ケータイ
(EZwebはKDDI株式会社、iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、Yahoo!は米国Yahoo!Inc.の登録商標または商標です。)

<機関投資家の皆様へ>

電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社I C Jが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（通話料無料）
株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行部（ITヘルプデスク） 電話0120-911-860（受付時間:24時間）

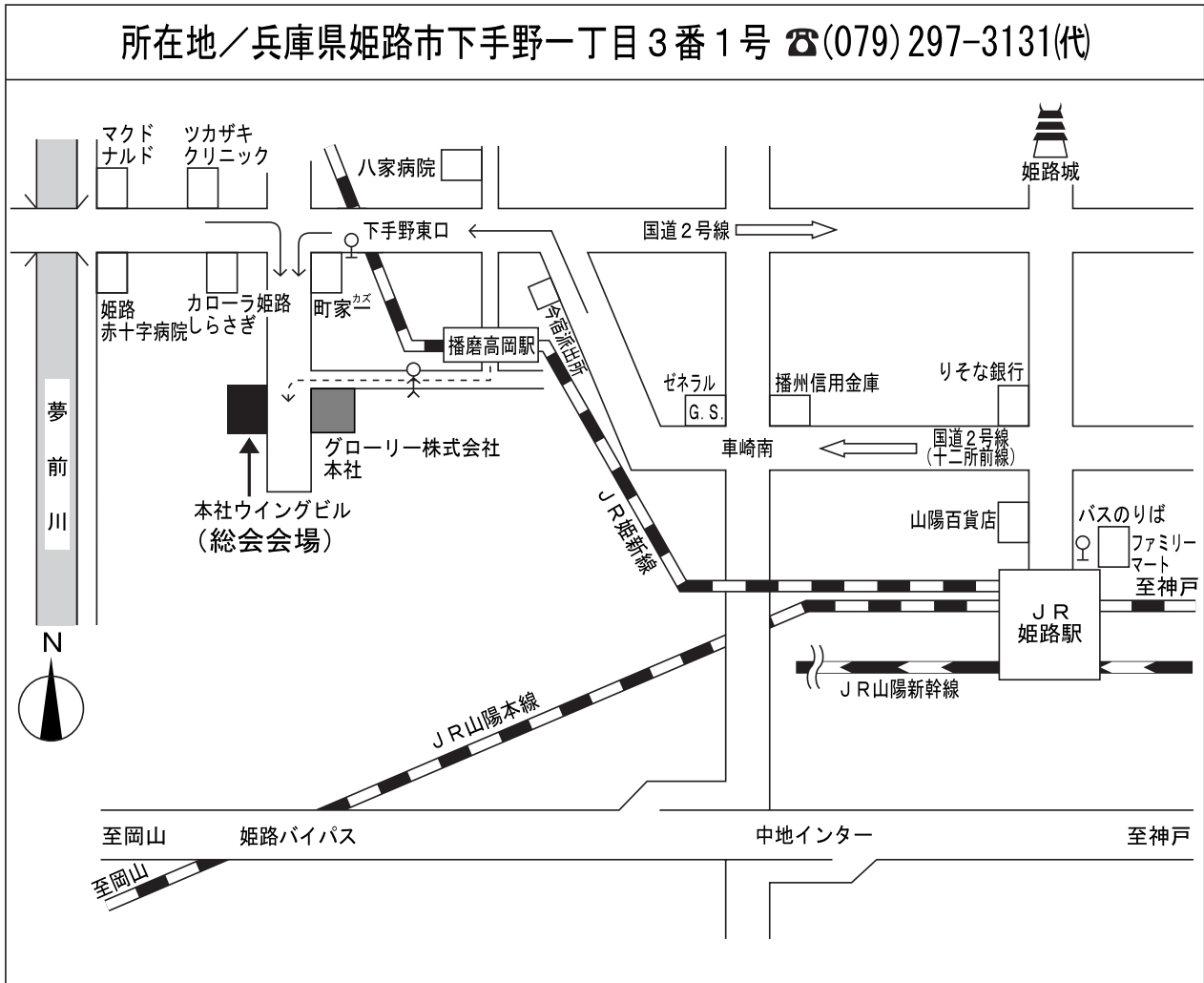
なお、上記以外の株式に関するご照会及び自動音声応答による用紙請求についてのご連絡先は、以下のとおりです。

株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行事務センター

- ・ご住所変更等のお手続きに関するご照会
電話0120-255-100（受付時間:土・日・祝日・年末年始を除く9:00～17:00）
- ・自動音声応答による手続用紙のご請求
電話0120-351-465（受付時間:24時間）

以 上

株主総会会場ご案内図



公共交通機関でお越しの方へ

(1) バス

JR姫路駅中央改札口（姫路城側）を出て、直進約50m。ファミリーマート前のバス乗り場より乗車し、「下手野東口」（約15分）で下車後、徒歩約2分。

(2) 電車

JR姫新線「播磨高岡駅」で下車後、徒歩約15分。